

金融経済教育の一層の充実に向けて

平成20年2月

全国銀行協会

〔 目 次 〕

はじめに	2
第1章 わが国における取組み	
1．政府等における「金融経済教育」への取組み	3
2．NPO法人や金融経済団体における「金融経済教育」への取組み	8
3．銀行等における「金融経済教育」への取組み	12
第2章 米英における取組み	
1．米国における「金融経済教育」への取組み	14
2．英国における「金融経済教育」への取組み	19
第3章 金融経済教育の一層の充実のための論点整理	
1．政府における取組み	23
2．銀行業界における取組み	26
おわりに	28

〔 資 料 〕

はじめに

全国銀行協会（全銀協）では、事務局の政策提言機能の強化・推進を図る観点から、毎年、企画委員会においてテーマを定め、当部および委員会室において調査レポートを作成し、会員銀行への還元や機関誌を通じて公表する等の政策提言活動を継続している。

平成19年度は、不良債権問題の終結などを受けて、わが国金融・資本市場の国際競争力強化などの戦略的な課題が金融審議会や経済財政諮問会議において議論され、こうしたなかで金融経済教育の重要性が指摘されていること、また、「貯蓄から投資へ」の流れのなかで金融経済教育の一層の充実を期待する声が強まっていることから、「金融経済教育のあり方と金融機関の役割」をテーマに取り上げ、6月から12月にかけて調査を実施した。

全銀協としても、金融経済教育の充実に対する社会的要請の高まりを踏まえ、平成19年度から3か年間の「第2次中期計画」において、「CSR活動の推進」を掲げ、金融経済知識の普及・啓発活動に一層努めていくこととしており、今回のテーマは、こうした取組みへの指針を示すものとしても期待されている。

金融経済教育に関しては、社会人向けのもの（これには、いわゆる「投資家教育」を含む）と、学校教育の二つの分野があるが、今回は、近年取組みが活発になっている学校教育の分野、なかでも小学校から高等学校までの初等中等教育にフォーカスを当てて、わが国における金融経済教育に関する官民の取組みの現状や、海外（米・英）における事例を調査・研究したうえで、今後のわが国の金融経済教育のあり方と金融機関・業界の役割について検討し、金融経済教育の一層の充実のために論点を整理した。

今回の調査が、金融経済教育の一層の充実に向けて有益なものとなること、および金融機関・業界が金融経済教育の充実のためにその役割を果たしていくうえで役立つことを願っている。

全 国 銀 行 協 会
金 融 調 査 部

第1章 わが国における取組み

1. 政府等における「金融経済教育」への取組み

政府は、平成17・18年度を構造改革の「重点強化期間」と位置づけ、「官から民へ」、「国から地方へ」の改革、あるいは「貯蓄から投資へ」の流れのなかで、「民」の担い手である個人一人一人が自立的な意思決定能力を高めていくことが必要不可欠として、経済や金融に関する行政に係る情報提供を充実するとともに、学校教育や生涯教育などの機会を通じて、こうした取組みを積極的に支援していくとした。

このため、平成17年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、「人間力の強化」のなかで、「基本方針」としては、はじめて「金融を含む経済教育等の実践的教育・・・を推進する」ことが盛り込まれた。また、翌年の「基本方針2006」では、成長力強化に係る「金融の革新」のなかで、「国民一人一人への金融経済教育の充実を図る」ことが盛り込まれた。

以下では、これを受けた関係省庁（内閣府・金融庁・文部科学省）および金融広報中央委員会（日本銀行）の取組み状況を概観する。

(1) 内閣府

内閣府は、「基本方針2005」の閣議決定を受けて、平成17年7月に、政府内における経済教育等に関連する政策の連携、情報交換等を図るため、「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」を設置した。構成員は、事務局を務める内閣府大臣官房企画調整課長のほか、内閣府経済社会総合研究所総務部長、金融庁総務企画局政策課長、文部科学省初等中等教育局教育課程課長およびオブザーバーの日本銀行情報サービス局企画役（金融広報中央委員会担当）である。

連絡会議では、「経済教育等の推進について」（資料1-1）をとりまとめ、関係省庁および金融広報中央委員会における平成17、18年度の取組みを整理し、その推進を確認した。このうち学校教育関係の主な項目は次のとおりである。

- 経済や金融に関する体系的なプログラム（教材・指導法）の開発・整備
- 経済教育に関する研究会立ち上げ（内閣府）
- 金融経済教育懇談会において論点整理（金融庁）

- 金融経済教育について小・中高・高3向けにパンフレット整備(金融庁)
 - 金融教育に関する実践事例集とりまとめ(金広委)
 - モデル教材案を作成、モデル授業の試行(内閣府)
 - 金融教育に関する教材、教師用指導書作成(金広委)など
 教員等に対する研修・支援制度の整備
 - インターネットを通じた教材提供開始(内閣府)
 - 金融経済教育の教材をHPに掲載(金融庁)
 - 教員との懇談会を開催(金融庁)
 - 全国リレー金融教育公開授業や教員対象セミナーを実施(金広委)
 - 経済や金融に関する授業支援のための講師養成・派遣(内閣府)
 - 財務局・財務事務所が現場教員との懇談会・研修会を支援(金融庁)
- など

このうち、内閣府独自の取組みとしては、学校教育関係者を含めて「経済教育に関する研究会」を立ち上げ、平成17年6月に中間報告書を、そして、この内容を踏まえて、17年7月に「経済教育サミット」を開催したことが特筆される。このなかでは、学校教育における「総合的な学習の時間」で生徒が「牛井屋」を開業するという教育プログラムが提唱され、話題となった。なお、同研究会は、平成18年3月に最終報告書(要旨は資料1-2)をとりまとめ、解散した。

(2) 金融庁

金融庁は、平成16年12月に定めた「金融改革プログラム」(平成17・18年度の金融行政指針)において、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」を検討項目に掲げ、平成17年3月に「金融経済教育懇談会」を設置した。同懇談会には、文部科学省や金融広報中央委員会もオブザーバーとして参加し、学校教育と社会人・高齢者教育の二つのライフステージに分けて検討を行い、17年6月に論点整理(ポイントは資料1-3)をとりまとめた。

論点整理では、個人の金融資産運用の重要性や金融商品のリスクに関する理解の必要性等から、「金融経済教育の充実は時代の急務である」との共通認識を示したうえで、学校教育分野においては、教材自体は豊富に提供され、学習指導要領にも相応の記述はありながら、現場の実践との間にはギャップがあるとして、現場の担い手である先生の意識を高める、金融経済という専門領域に関わる授業のイメージを描くことができるような教材の開発、

擬似体験、見学、実地活動などを通じた実践的、体験的な教育が不可欠、といった提言がなされている。

その後、金融庁では、懇談会の指摘を受けて、ホームページの改善や教材の開発等を行うとともに、多重債務問題の広がり等を受けて、平成18年9月には、当時の五味長官から結城文部科学事務次官あてに、学校における金融経済教育の一層の推進を要請した（資料1 - 4）¹。具体的には、「総合的な学習の時間」や各教科等の時間を通じて、金融経済教育の一層の推進充実を図ること、現在見直しが行われている「学習指導要領」において、金融経済教育について一層充実を図ること、を要請した。さらに、平成19年10月には、4月に政府の多重債務者対策本部で決定された「多重債務者問題改善プログラム」等を踏まえ、「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」の文書を発出²し、現在、文部科学省で検討中の「新学習指導要領」において「金融経済教育」の記載を充実するよう改めて要請を行った。

その他、これまでの金融庁における金融経済教育への取組みについては、資料1 - 5を参照されたい。³

(3) 文部科学省

文部科学省は、大臣告示により、学校教育における指導方針である「学習指導要領」を制定しているが、平成17年2月の第3期中央教育審議会初回会合において、中山文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、現在の学習指導要領（平成11年3月告示）を見直すよう要請を行った。これを受けて、専門的な検討を行う初等中等教育分科会の教育課程部会は、平成17年8月に、食育、キャリア教育と並んで、金融経済教育について有識者⁴からヒアリングを行い、その取扱いを検討した。

有識者からは、金融経済教育が円滑に行われるように、指導方針の明確化と教科連携を含む学校全体の取組みが不可欠であり、初等中等教育にどのように金融経済教育を組み込むか、具体的に詰めるべき段階にきていると提言したが、部会委員からは、家庭で教育すべき内容ではないか、義務教育

¹ 金融庁は、平成14年11月にも文部科学省に金融教育の一層の推進を要請。

² 金融庁・大藤総括審議官から文部科学省・金森初等中等局長あてに提出。

³ 直近では、平成19年12月21日に公表された「金融・資本市場競争力強化プラン」において、「金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上」として、「基礎的な金融経済知識の普及に資する教材・パンフレットの配布、シンポジウム・セミナーの開催など、関係団体等と連携して、金融経済教育の一層の充実を努める。」ことを表明。

⁴ 金融経済教育については、金融庁の金融経済教育懇談会メンバーで、東証アカデミーの校長（プリシパル）でもある生活経済ジャーナリストの高橋伸子氏から意見陳述。

の段階で最低限必要な内容を押さえた簡潔なマニュアルで基本的なことを教えるべき、内容はよいが、現場からは「またか」という声が出るので、先に教師の意識改革が必要、などの意見が出された。

学習指導要領の改訂については、平成19年7月の教育課程部会において主な検討項目がとりまとめられた(資料1-6)が、このなかには、金融経済教育に関する事項は盛り込まれなかった。ただし、その後、教科別の議論の方向性では、中学校および高等学校の社会科で、社会経済システムの高度化・複雑化への対応のため、金融を含む経済に関する内容の充実が、高等学校の家庭科で、消費者トラブルの増加などから、多重債務問題を含む消費者教育の充実が、高等学校の産業教育(高等学校の商業科など)で、グローバル化など経済環境の変化に応じた職業教育の充実、など関連する事項が盛り込まれ、部分的ではあるが、改善が図られていくものと期待される。なお、平成19年11月17日に、教育課程部会は「これまでの審議のまとめ」を公表したが、このなかでは、上記に加えて、高等学校の商業科において、ミクロ・マクロ経済学の基礎的な知識を習得させ、サービス経済社会に主体的に対応する能力と態度を育てることをねらいとする科目「ビジネス経済」を新設するとの方針が示された(答申は平成20年1月17日にとりまとめられた)。

文部科学省では、これを受けて、平成20年春以降に新しい学習指導要領を告示するとしている。なお、新学習指導要領は、教科書の改訂・検定等を経て、原則として、平成23・24年度から適用される見込みである。

(4) 金融広報中央委員会(日本銀行)

金融広報中央委員会(メンバーは資料1-7)は、全銀協を含む金融・経済団体や消費者団体等の代表者等が参加し、日本銀行情報サービス局が事務局を務める組織で、「金融経済情報の提供」と「金融経済学習の支援」の2つを主たる活動としている。

同委員会は、平成17年度を「金融教育元年」と位置付け、金融教育フェスティバルの開催や金融教育公開授業など、積極的な活動を展開した。また、平成18年2月から、学校における金融教育をより効果的に行うため、教育関係者を中心に「金融教育プログラム」の作成を進め、平成19年2月に発行した。

このプログラムは、金融教育の目標と内容等を整理したうえで、これに基づく指導計画の作成方法、小・中・高それぞれにおける具体的な指導計画例などを掲載した、金融教育の総合的なガイダンスである(目次は資料1-8)。

これを受けて、日本銀行情報サービス局では、平成19年4～6月にかけて、

全国の県教育委員会等を訪問して金融教育プログラムの説明を行ったほか、8月に「教員のための金融教育セミナー」を開催する等して、教員への直接的な説明も進めている（こうした最近の活動状況は資料1 - 9参照）。

(5) 最近の状況

以上見てきたように、政府等においては、「基本方針2005」に金融経済教育に関する事項が盛り込まれたこと等から、平成17年度以降、金融経済教育の推進に関する様々な取組みが行われた。

一方、最近の状況を見ると、それぞれの省庁等において個別の取組みは見られるものの、平成19年6月に閣議決定された「基本方針2007」⁵には、金融経済教育に関する事項が盛り込まれなかったほか、文部科学省における学習指導要領の改訂作業においても、金融経済教育の推進について直接的な言及がなされなかった。また、政府内で金融経済教育の推進について司令塔の役割を果たすべき「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」は、現在、活動を行っていない。

⁵ 正式名称は「経済財政改革の基本方針2007」。

2. NPO法人や金融経済団体における「金融経済教育」への取組み

次に、NPO法人や金融経済団体における「金融経済教育」への取組み状況を概観する。

(1) 特定非営利法人（NPO法人）

特定非営利法人（NPO法人）とは、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により特定非営利活動を行うことを目的とし、行政の認証を受けて設立された法人である（平成19年4月30日現在で、全国の認証団体数は31,362法人）。特定非営利活動とは、同法により指定された17の活動分野であり、金融経済教育を行うNPO法人においては、社会教育の推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、消費者の保護を図る活動などを活動分野として定款に記載している。

主として金融経済教育を行っているNPO法人には、金融知力普及協会、経済知力フォーラム、証券学習協会、投資と学習を普及・推進する会（エイプロシス）、日本経済学教育協会の5法人と日本ファイナンシャル・プランナーズ協会がある。

これらの法人の目的をみると、「金融知力向上に係る教育普及活動」、「学校教育に携わる者に対して金銭経済教育を推進」、「学校における証券教育」、「学生に対して経済学に関する知識の啓蒙普及」などを挙げている。また、法人の役員をみると、経済学者や証券関係の団体・企業の役員（現役、OB）が中心となっている。活動の種類としては、講師派遣、テキスト作成・配付、資格・検定試験、に大別される。その中でも、特徴的なのが、金融経済教育の担い手である講師の確保や育成を行っていることである。投資と学習を普及・推進する会（エイプロシス）には「証券カウンセラー」、また金融知力普及協会には「金融知力インストラクター」といった肩書きの専門家があり、継続的な活動の維持や一定水準以上のレベルの確保に寄与していると思われる。

（主な活動例・・・詳細は資料2-1）

講師派遣

- ・「学校向け講座」（金融知力普及協会）
- ・特別講座（大学講義）（証券学習協会）
- ・「証券カウンセラー」の派遣（投資と学習を普及・推進する会）
- ・特別授業（中学校）（経済知力フォーラム）

テキスト作成・配付

- ・「ファイナンス講座」(金融知力普及協会)
- ・「学研まんがでよくわかるシリーズ 仕事のひみつ編2『夢をかなえるひみつ ライフプランをつくるFPの仕事』」(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)
- ・「10代から学ぶパーソナル・ファイナンス」(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)

資格・検定試験

- ・「金融知力インストラクター」(金融知力普及協会)
- ・経済学検定試験(E R E)(日本経済学教育協会)

その他

経済産業省の「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」の実施主体とする金融経済学習を核とした地域産業体験型学習(金融知力普及協会)。

(2) 金融団体

証券団体・東京証券取引所

証券業界の金融経済教育は、日本証券業協会、東京証券取引所などがそれぞれの取組みを行うほか、平成13年度からは、証券関連機関・団体(日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、ジャスダック証券取引所、投資信託協会、名証取引参加者協会)が協働して、「証券知識普及プロジェクト」を推進している。このプロジェクトは、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発に関する事業を推進するもので、学校における経済・金融教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会等の開催など、多岐にわたり活動している。

平成15年には、証券市場の活性化のため、個人投資家の証券市場への参加を促すことにつながる具体的な施策を検討することを目的に、日証協の呼びかけにより「個人投資家育成対策会議」(証券会社、証券取引所、銀行、有識者などで構成)が立ち上げられた。対策会議の金融経済教育関連の主な施策としては、関係者が連携して、中学生・高校生・大学生やその教育者向けのセミナーを金融経済教育の推進のため実施することや、投資知識普及活動を行っている4つのNPO法人(金融知力普及協会、証券学習協会、投資と学習を普及・推進する会(エイプロシス)、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)の連携強化のため、「投資知識普及に関するNPO

連絡協議会」を設置したことなどがある。

また、平成17年には、「学校における経済・金融教育の実態調査」を、NPO連絡協議会および証券知識普及プロジェクトが協働して実施した。中学校と高校の教員を対象としたもので、「授業時間が取れない」、「教育関係者の問題意識が広がっていない」との現場の声を紹介しつつ、今後の金融経済教育の推進にあたっての課題として、a. 文部科学省を中心とする体制の整備と、b. 金融・証券団体による支援の充実をあげている。

証券業界の提供する金融経済教育のツールとしては、体験学習・セミナー(含む講師派遣)・見学会などプログラム型のものと、教材キット・小冊子・ビデオ教材など配付利用型のものに大別される。小学生から大学生までをカバーした取組みを行うとともに、あわせて教員向けの支援も行っている。

(主な活動例・・・詳細は資料2-2)

プログラム体験型

- ・「株式学習ゲーム」(東証、日証協の共同提供)
- ・「小・中・高校生のための経済セミナー&東証見学」(東証)
- ・「教員のための東証・日銀セミナー」(東証)
- ・「授業に役立つ金融経済体験ワークショップ」(東証)
- ・教育関係者向けインターンシップ(日証協)

配付利用型

- ・教材キット：「みんなで体験！株式会社とお金の仕組み」(証券知識普及プロジェクト)
- ・小冊子：「株式ABC」(東証)
- ・ビデオ教材：「かぶしき・虎の巻」(東証)
- ・Web教材：「証券クエスト」(証券知識普及プロジェクト)

金融団体(信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会)

信託協会では、信託の仕組みや信託商品などをわかりやすく紹介したパンフレットを提供しているほか、大学への「信託法講座」の寄付や講師派遣、教員の研修受入れを行っている。保険関係では、生命保険文化センターが、生命保険の歴史や役割解説のパンフレット、ビデオ教材を提供しているほか、高校生向けに、将来の生活設計や経済社会の仕組みや消費者としての自覚の学習を目的としたパンフレットを提供している。日本損害保険協会は、災害や事故への備えや損害保険の仕組みについて解説したパンフレットを提供し

ている。なお、生命保険文化センター、日本損害保険協会とも、大学や高校への講師派遣を行っており、それぞれ生活設計と生命保険、損害保険の基礎などをテーマに講義等を行っている。

(3) 経済団体

日本経団連は、平成19年5月に「教育と企業の連携推進に向けて」を公表した（概要は資料2-3）。この中で、日本経団連は、企業は「次世代育成を社会的責任の一つとして位置づけ、当事者意識を持って取り組む」、教育界は「国民の期待に応える学校教育実現の担い手として改革に取り組む」ことを提言している。そして、両者の連携促進に向けた課題として、連携に対する不安感、抵抗感の払拭、学校・企業双方の対応窓口の明確化、組織的かつ効率的な対応、連携プログラムの事例紹介などを挙げたうえで、産業界の今後の取組みと教育界・自治体への要望をとりまとめている。

産業界の今後の取組みでは、日本経団連および経済広報センターにおける教育支援活動（概要は資料2-4）の充実が挙げられている。金融経済教育の関係のプログラムは、経済広報センターの「産業教育（金融）推進事業」として実施されており、小学生を対象にした金融教育の副読本（「子どもに教えるお金と金融のしくみ」）の作成や小・中学校教員を対象にした副読本を使った模擬授業を紹介するシンポジウムの開催を行っている。なお、この副読本は、全国銀行協会、信託協会、日本証券業協会、東京証券取引所、投資信託協会、生命保険協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会の8団体が作成に協力している。

また、教育界・自治体への要望としては、教育委員会が、学校と企業の連携促進を積極的に支援・調整、学校が組織的に対応するための環境を整備、学校（校長、教員）が明確な目的意識を持ち、主体的に取り組む、自治体の関係部局が連携、既存の人材、ノウハウなどを活用（コーディネート機能強化）、国、教育委員会は学校と企業の連携プログラムの好事例を把握し紹介、といったことを掲げている。

3. 銀行等における「金融経済教育」への取組み

次に、わが国の銀行等における「金融経済教育」への取組み状況を概観する。

(1) 銀行

背景等

企業を巡る社会環境の変化や、不良債権問題の終結・地域密着型金融(リージョンシップ・バンキング)機能の強化等の経営環境の変化等を受けて、わが国の銀行は、近年、CSR活動に積極的に取り組んでいる。

具体的な活動内容は銀行ごとに様々であるが、環境保護に係る活動や地域活動への参加、国際協力活動等に並び金融経済教育にも取り組んでいる。

現状

「金融経済教育」への取組みの状況について、平成18年度・19年度の全銀協正会員銀行128行のディスクロージャー誌およびホームページ掲載資料を調査した結果は、下表のとおりであり、「金融経済教育」に取り組む銀行は増加している。

	平成18年度	平成19年度
主要行等	11	11
地銀	20	22
第二地銀	4	7
全体	35	40

「金融経済教育」に係る活動実施のねらい

「金融経済教育」に係る活動に取り組んでいる銀行は、当該活動に取り組む理由として、主として学生(小学生・中学生・高校生・大学(学部)生)に対して、「正しい金融知識を習得してもらうこと」、「日常生活で直面する金融・経済に係る諸問題に対して、自己責任に基づき対応できる能力を育成すること」、「職場体験等を通じた職業意識の啓発を行うこと」等を挙げているほか、「地域との関係を深めること」も挙げている。

また、こうした活動を、長期間、継続的に実施することにより、銀行の業務・役割への理解を高める効果やイメージアップ効果も期待しているものと考えられる。

活動内容（資料3）

各銀行が実施している活動内容は多様である。

各銀行・銀行グループのディスクロージャー誌およびホームページ掲載資料に基づき、具体的な取組み事例を見ると、a．インターンシップ・職場体験・企業見学受入れの実施、b．NPO法人と共同で金融教育プログラムやイベント実施、c．大学（学部）における寄附講座開設、およびd．小・中・高校等への講師派遣、に取り組んでいる銀行は多い。さらに、これらに加えて、e．テキスト開発、f．教員等を対象とした公開講座開催、等も合わせて実施し、金融経済教育に多角的に取り組んでいる事例がある（なお、a～fのほかに、奨学金制度の運営や教育機関への寄附等、一般的な教育支援活動を行っている銀行も多くある）。

(2) 証券会社等

証券会社においては、大手グループにおいて、積極的に金融経済教育への取組みが行われている。各グループのHP掲載資料に基づき具体的な活動内容を見ると、経済・証券教育プログラムの提供、教材制作、大学における寄附講座開設等、経済学習サイトの運営、企業見学・研修等、銀行と同様の活動のほか、米国高等学校教科書翻訳というユニークな取組みも実施されていた。なお、ある大手証券会社は「教育は経済発展の源泉の一つ」と位置づけ、積極的に活動していることが注目される。

生命保険会社・損害保険会社においては、大手数社において、大学における寄附講座の設定等が行われている。

第2章 米英における取組み

次に、海外における「金融経済教育」への取組みの代表例として、米英における取組みを概観する。

1. 米国における「金融経済教育」への取組み

(1) 経済教育と金融教育

米国においては、これまで経済教育⁶に重点が置かれてきたが、2000年頃から、金融教育（個人金融教育）により力を入れている模様である。この背景には、若年世代の学力低下や、貯蓄の意義やクレジットカードの上手な利用など家計管理に関する知識の欠如等による個人破産の増加等があるものと考えられる。

経済教育と金融教育は明確に区別されているわけではないが、大まかには、経済教育は「良き社会の構成員として必要な知識」、金融教育は「生きるための技術」という趣旨の使い分けが一般的とされている。

(2) 経済教育・金融教育を行う主体

米国の経済教育・金融教育は、民間の非営利組織が中心となって行っている。また、教育は州の専管事項であることから、連邦政府では州の経済教育・金融教育を後押しするための法律の制定等を行っている。

民間（非営利組織（NPO）・個別銀行・業界団体）の取組み

全米経済教育協議会（National Council on Economic Education。以下「NCEE」）、ジャンプスタート個人金融連盟（Jump\$tart Coalition for Personal Financial Literacy。以下、「Jump\$tart」）等の非営利組織（NPO）が、教材の開発・配布、教員研修等の活動を積極的に行っている（資料4-1）。

銀行界の取組みをみると、個別銀行では、例えば、CITIグループはホームページ等を通じて10代向けに金融教育教材の提供等を行っている。また、バンク・オブ・アメリカはNCEEへの資金援助や教材の提供等を行っている。また、業界団体である米国銀行協会（The American Bankers Association）が創設した財団では、中高生が貯蓄について学ぶための教材提供や、「子供に貯蓄を教える日」を設け貯蓄の意義を訴える活動等を行っ

⁶ 米国における経済教育の目標は、「市民的資質の育成」であり、Economic Literacyの育成である。内容は、経済概念を教えることや、意思決定能力の育成とされている。

ている（資料4 - 2）。

なお、C R A（Community Reinvestment Act）との関係では、銀行は、地元の学校に行員を派遣し、貯蓄やクレジットカード等の基礎的な教育を行ったり、金融リテラシーの指導ができるよう教師の再教育に協力する活動を行っており、こういった活動に積極的に対応することは、地域社会における銀行の評価を高めるとともに、C R Aの評価にもつながっている。⁷

連邦政府の取組み

a．法律の制定

(a) 「アメリカ教育法」の制定

1994年（クリントン政権下）、教育改革に関する基本法「2000年の目標 - アメリカ教育法」が制定され、このなかで、全米共通の教育目標として、「すべての生徒が第4、8、12学年⁸を終了するにあたり、国語（英語）・数学・理科・外国語・公民・経済・芸術・歴史・地理の教科について、一定の学力に達していること」が掲げられた。

これを受け、N C E Eは1997年に「経済学に係る任意の共通学習基準」(Voluntary National Content Standards in Economics)を策定している。この学習基準の特徴は、経済の概念を命題形式の20の法則に集約したことであり、習得状況を確認するための基準や、簡易な学習例もあわせて示されている。内容については、ミクロ経済・マクロ経済・国際経済の分類をなくし、また、「経済教育のフレームワーク」（1976年第1版）以来、経済学の限界理論を復活させた。

(b) 「経済教育優越法」の制定

2002年に成立した「落ちこぼれゼロ法」(No Child Left Behind Act)⁹には、「経済教育優越法」(Excellence in Economic Education Act)が内包されている。これによって、幼稚園から高校までの生徒を対象

⁷ 高月昭年「アメリカの金融教育～なぜ金融と教育がドッキングするのか」(地銀協月報2004年12月号)および内閣府「高齢者の金融資産の有効活用及び社会的責任投資等への資金流入の可能性に関する調査」(平成18年6月)より。C R A法においては、金融機関に対して貸出、投資およびサービスの3項目について審査が行われ、基準を満たしていない場合、金融機関からの支店設置、合併・買収等の事業拡大に関する認可申請に対して、認可に条件が付されたり、却下される場合がある。

⁸ 米国の学校教育制度においては、教育は州の専管事項であり、学校教育に関する基本的な事項は、州政府によって一定の要件が定められている。初等・中等教育は合わせて12年間であるが、形態は6 - 3 - 3年制、8 - 4年制、6 - 6年制などを中心として各州によって異なっている。なお、義務教育は概ね9 - 12年間であり、「First Grade」が日本の小学校1年生に、「12th Grade」が高校3年生に相当する。

⁹ 学力の底上げ(地域間格差の是正)を目的とし、学力テストの実施と結果公表、州および地方の裁量拡大、基礎学力(読解力)向上政策への集中投資、教育機会の選択拡大を基本方針とする法律。

として、金融経済に対する理解向上を目的とした教育を行う非営利組織に対して、補助金を交付することとされている。なお、N C E Eは、この法律に基づいて最初の助成を受けている。

b . 連邦政府の各機関の取組み

(a) 財務省

金融教育推進のため、2002年5月に金融教育室(the Office of Financial Education)を設置している。同室では、全ての米国人が個人金融管理の全ての分野で、特に、貯蓄やクレジットカード管理、住宅保有、退職計画について、より賢い選択をする手助けとなる金融教育教材へのアクセスを促進するための活動を行っている。なお、金融教育室の取組みについては、後述する金融リテラシー教育委員会との間で調整を行っている。

(b) F R B

経済教育・金融教育のための専用ホームページ(Federal Reserve Education)を開設し、高校生、大学生、一般人向けの教材提供や、教員向けにN C E EやJump\$startが作成した教材の提供を行うなどの活動を行っている。

(3) 経済教育・金融教育の実施状況

N C E Eによる調査

N C E Eでは、学校で行われている経済教育と金融教育について、1998年から実態調査を行っている。

2007年調査の結果を見ると、「経済教育と金融教育について取組みは進んでいるものの、幼稚園から高校までの履修課程をより重要視する観点から、引き続き、より多くの努力が求められる」とされている。具体的には、a . 高校卒業にあたり履修を求められる科目のなかで、独立したコースとして分離すること、b . 生徒の知識水準をテストすること、があげられている。

また、経済学については、「伝統的に社会科の核であるが、少なくともある程度は、すべての州の学習基準に含まれている」と、金融については、「経済学よりも新しい科目であるが、少なくともある程度は、40州の学習基準に含まれている」とされている。

調査結果の概略は、以下のとおりである。

	経済教育	金融教育
基準を設けている州	49州	40州
基準の実施を義務化している州	41州	28州
コースを提供している州	17州	9州
コース履修を義務化している州	17州	7州
試験を実施している州	22州	9州

Jump\$startによる調査

Jump\$startでは、1997年から、概ね2年に1度、個人の金融知識水準についての調査を実施している。2006年の調査結果をみると、クレジットカード、保険、退職金、預金といった金融資産を管理する才能や能力は、2004年の水準と比べ、わずかながら高くなっていった（平均点52.4、前回比プラス0.1）。しかし、金銭管理や個人金融について全コースを履修したと回答した生徒の割合は16.7%であり、2002年の14.6%よりも上昇したものの、2000年の20.1%からは低下していた。

(4) 国家戦略書の策定

金融リテラシー教育委員会の設置

「2003年公正正確取引法」(Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003)に基づき、「金融リテラシー教育委員会」(Financial Literacy and Education Commission)を設置することとされた。

同委員会は、財務長官を議長とした20の省庁等のメンバーで構成され、5つの設置目的のなかには、「ベスト・プラクティスを見出し促進することを含め、連邦政府による金融教育を調整すること」や、「すべての米国の消費者の金融リテラシーと教育を促進するための全米の戦略を策定すること」があげられている（資料4-3）。

金融リテラシー国家戦略書の策定

「金融リテラシー教育委員会」は、2006年4月に金融リテラシー国家戦略書「将来のオーナーシップの取得」(Taking Ownership of the Future)を公表した。

この国家戦略書の目的は、a. 金融教育に関する問題を特定すること、b. 一定の段取りを示したり、関係機関が見習うべき特徴的なプログラムを提供することで解決策を提案すること、c. 金融教育に関する国民の対話を推進すること、とされている。

第10章「幼稚園 - ポスト・セカンダリー金融教育」では、初等・中等教育のカリキュラムに金融教育を盛り込むこと、教員の金融教育の訓練・支援を行うこと、教員に効果的な金融教育教材・カリキュラムを提供すること、高等教育機関の役割の重要性などがあげられている。

2. 英国における「金融経済教育」への取組み

(1) 政府における取組み

教育技能省および学校における金融教育の取組み

2000年7月に、日本の文部科学省に相当するDES（教育技能省）が、学校向けガイドブック「個人金融教育による金融能力」を発行しており、学校では、すべての学年において、このガイドブックにしたがって金融教育を実施することとされている。なお、ガイドブックでは、児童・生徒を年齢によって4つのキーステージ¹⁰に分け、段階に応じた金融教育の実施を定めている（概要は資料5-1参照）。

金融教育を行う教科としては、数学、情報通信技術科（ICT）、個人・社会・健康教育（PSHE）、シチズンシップなどが挙げられている。

2002年8月からは、12歳～16歳（キーステージ3および4、中学生）において、「シチズンシップ」が必修科目となった¹¹が、この「シチズンシップ」の教育内容に「金融教育」が含まれているため、金融教育が必修科目とされた。また、2008年から、「金融教育」をさらに充実させるとの方向が打ち出されている。¹²

財務省の取組み～子供信託基金（The Child Trust Funds）

子供信託基金（The Child Trust Funds）は、政府（財務省）が設けた長期の貯蓄と投資イニシアチブで、2002年9月1日以降に生まれた子を対象とし、子が成年期に達したときに財政的に有利な機会を与えるとともに、お金をどう利用するかについて学べるように設計されている。

子ども信託基金の基本構造は、財務省が、一定の要件を満たした家庭（低収入または生活保護受給）の子に対して250ポンド（約6万円、1ポンド＝245円）を支給し、支給を受けた子の親は、子のために市中の金融機関に預金口座を開設するとともに、その預金口座を管理（運用方法の選択・変更等）するものである。また、1年間1,200ポンド（約30万円、換算レート同じ）を限度として、新たに追加して預け入れることもでき、運用益については非課税扱いとなっている。子が成長し、16歳になると預金口座の運用を引き継ぎ、18歳になると引き出すことができるようになる。引き出したお金の

¹⁰ キーステージ1が5歳～7歳（小学校低学年）、キーステージ2が8歳～11歳（小学校高学年）、キーステージ3が12歳～14歳（中学校低学年）、キーステージ4が15歳～16歳（中学校高学年）と分けられている。

¹¹ シチズンシップの科目は1990年からあったが、必修ではなかった。

¹² 「英国政府が2008年9月から、中等学校の科目に新たに金融教育を取り入れる」との報道がある（2007年7月15日付毎日新聞など）。

使途は問われない。

(2) 英国 F S A における取組み

英国の F S A¹³は、2002年に「金融知識向上グループ」(Financial Capability Steering Group)を発足し、「金融能力に係る国家戦略」(National Strategy for Financial Capability)を策定した。この国家戦略は、F S Aが中心となって、政府、金融サービス産業、および非営利団体等と協力して、国民の資産運用のための知識と理解を促すことを目的としており、学校教育、若年成人層の教育、職場教育、消費者とのコミュニケーション、オンラインツールの活用、新たに父母となる層の教育、金融アドバイス、の7つの領域に焦点があてられている。

2003年に、同グループは国家戦略に基づいて7つのワーキング・グループを設置し、具体的な施策を検討していくこととなった。そのワーキング・グループの1つとして「学校ワーキング」が立ち上げられ(ワーキング・グループメンバーは資料5 - 2参照)、2006年6月に「Creating a Step Change in Schools」をとりまとめ公表している。この報告書では、学校教育における金融教育の重要性を高めること、金融教育を教える教員のサポートを行うこと、を柱として各地域(イングランド、スコットランド、北アイルランド、ウェールズ)において具体的にどのように取組みを進めたらよいかを提言している。

(3) N P O 法人における取組み

英国では、金融教育の取組みにおいて、N P O 法人も重要な役割を担っており、学校教育における金融教育においては、P F E G : Personal Financial Education Group (個人向け金融教育グループ)¹⁴が中心的な役割を担っている。P F E Gは、小学校向け(プライマリースクール、5歳~11歳)、中学校向け(セカンダリースクール、11歳~16歳)、高等学校向け(6thフォーム、16歳~19歳)の教材の提供やコンサルティングサービスの提供などの一元的な窓口となっている。

¹³ 法的には民間組織であるが、金融業界を一元的に規制・監督する権限が付与されている機関。2000年金融サービス・市場法は、F S A に対して、金融システムに対する公衆の理解向上に対する法的責任を負わせている。

¹⁴ 青少年向けの金融知識教育を目的とする中立的な非営利団体であり、学校における金融教育の枠組みの策定や学校教育で利用できる教材パッケージの無償提供、教育関係者向けのフォーラムの運営等のほか、民間企業による学校教育への協力についてのガイドラインを策定するなど、学校教育における金融分野の教育を支援する活動を行っている。

P F E Gのボードメンバーは、F S A、教育技能省、業界団体（英国銀行協会、英国保険協会等）、個別金融機関（Nat West Bank）、大学教授など15人で構成されており、活動資金は、F S AやD E Sの補助金や、ボードメンバーの団体や個別金融機関の出資のほか、チャリティー活動による収入で構成されている。

(4) 英国銀行協会（B B A）における金融教育の取組み

2006年11月28日、B B Aは学校における金融教育について、P F E G等のN P O法人を通じて支援することを発表した。これは、英国下院財政委員会（Treasury Select Committee）が、金融教育に取り組むP F E G等のN P O法人への補助金支給を決定したことに賛同したものである。

B B Aは、N P O法人を通じて金融教育を支援することとした理由として、銀行界は金融教育について十分な役割を果たしているものの、一業界の取組みでは限界があること、金融教育も他の教科と同様に全ての生徒が受けられるようにすべきこと、を挙げている。

(5) 個別金融機関の取組み例（H S B Cの取組み例）

英国の個別金融機関が実施している金融教育の例として、H S B Cの取組み例を見ると以下のとおりである（具体例は資料5 - 3参照）。

H S B Cの取組み例は、H S B Cが自ら金融教育を提供しているものと、非営利団体等の金融教育の取組みを支援しているもの、とに大別できる。

金融教育の内容をみると、英国を中心とした地域では、お金について、貯金、お金の使い方等、比較的若年層に対する金融教育に重点が置かれている。米国やアジア地域では、中学生以上を対象に、起業家教育の側面にも配慮した金融教育を提供している。

(6) 政府による金融能力向上のための長期的計画

2007年1月、財務省は、「Financial Capability : the Government's long-term approach」と題する、国民の金融能力向上のための長期的計画を公表した。

この長期的計画のうち、金融教育面について、「すべての子どもと若年層が、学校で計画的で一貫性のある金融教育を受け、お金の管理について自信を持って卒業できるようにする」としている。そのための具体的な方針として、金融教育を学校のカリキュラムで明確に位置づけ、カリキュラムのガイダンスを見直すことや、2002年に開始した子供信託基金の支給を受けた子供が7

歳になる2009年から、子供信託基金を金融教育のための学習ツールとして利用していくこと、等が挙げられている。この財務省の長期的計画について、F S AのTiner長官は、「金融能力に係る国家戦略」を補足するものであると評価している。

財務省は、2008年初め頃に、この長期的計画のアクションプランを公表する予定である。

財務省の長期的計画は、金融教育の充実のほか、金融教育を受けた者が、実際の社会で金融サービスにアプローチしていく場面も視野に入れており、日本における金融教育の取組みにおいても参考になるものと思われる。

第3章 金融経済教育の一層の充実のための論点整理

これまで、わが国や米英における「金融経済教育」への取組みの状況を概観してきた。本章では、これらを踏まえて、わが国の政府および銀行業界における取組みにおいて一層の充実が期待されると考えられる点について、海外の事例と比較しつつ論点を整理することとしたい。

1. 政府における取組み

(1) 「金融経済教育」に対する取組方針の明確化

「金融経済教育」については、長期的・継続的な取組みが必要であることから、その実現に向けた取組方針の明確化について検討を行う場合には、米英の例が参考になるものと考えられる。

まず、米国においては、財務省等の20省庁等により「金融リテラシー教育委員会」が構成され、同委員会により2006年に「金融リテラシー国家戦略書」が策定された。同戦略書には、初等・中等教育のカリキュラムに金融教育を盛り込むことや、教員の金融教育の支援を行うこと等が盛り込まれ、継続的な取組みが実施されている。

また、英国においては、2002年にF S Aが中心となって「金融能力に係る国家戦略」を策定した。同国家戦略は国民の資産運用のための知識と理解を促すことを目的としており、同国家戦略に基づき設置された「学校WG」は、2006年に、学校教育における金融教育の重要性を高めることや、金融教育を教える教員のサポートを行うこと等を提言した。また、2007年に入ってから、財務省が金融教育の充実を含む長期的計画を公表し、F S Aの「金融能力に係る国家戦略」をさらに補強・発展させるなど、継続的な取組みが行われている。

これらの米英の先進的な取組みも参考に、わが国政府においても、「金融経済教育」に対する取組方針を明確化することが期待される。

(2) 学習指導要領への反映

わが国においては、文部科学省が、学校教育における指導方針である「学習指導要領」を制定し、例えば、小学校低学年では、「道徳」でお金を大切にすることを理解すること、小学校高学年では、「家庭」でお金の計画的な使い方を理解すること、中学校では、「社会」において「金融の働き」について理解すること、高校では、「公民」の現代社会や政治・経済において、

金融機関の働きや資金循環について理解すること、等を定めている。

一方、米英においては、わが国の学習指導要領に直接相当するものは存在しないとされており、単純に比較することは困難であるが、両国の教育当局が関与する学習基準について見ると、米国においては、政府の補助を受ける民間非営利組織であるNCEEが、1997年に「経済教育に関するスタンダード」を定め、各州の教育当局に提供している。この中では、経済学に係る共通学習基準として、貨幣の役割や利子率の役割等、金融論や経済学の基礎的な事項が規定されている。英国においては、「ナショナル・カリキュラム」が定められており、これに関連して、わが国の文部科学省に相当する教育技能省から「個人金融教育による金融能力」に関する学校向けガイドブックが示されている。この中では、学校（小学校低学年～中学校高学年）において実施される教育の内容が体系的に示されている。また、2008年9月から、中等学校の科目に、新たに「金融」を取り入れる動きもある。

これらを踏まえると、わが国においても、「学習指導要領」に、「金融経済教育」についての具体的な教育内容を今以上に体系的かつ明確に規定することが、今後の検討課題のひとつに挙げられるのではないかと考える。¹⁵

この学習指導要領への反映については、英国の「ナショナル・カリキュラム」および学校向けガイドブック「個人金融教育による金融能力」、ならびに、米国のNCEE「経済教育に関するスタンダード」を参考にして、各年次における「習得すべき学習内容」を例示すれば、右表のとおりである。¹⁶

¹⁵ 新学習指導要領の「商業」（高等学校の専門教育に関する教科の1つ）において、ミクロ・マクロ経済学の基礎的な知識の習得等をねらいとする「ビジネス経済」科目の新設が予定されており、こうした取組みが参考になるものと考えられる。

¹⁶ 参考として、保険・証券に関する内容について見ると、英国の学校向けガイドブックにおいては、例えば、Key Stage 2（8～11歳）において保険の原理を理解し始める、Key Stage 3（12～14歳）で保険について学び、リスクを認識し管理する、Key Stage 4（15～16歳）で株式を含む企業等の資金調達を理解する、およびより複雑な状況での保険の原理について理解する、とされている。一方、米国のNCEEのスタンダードにおいては、明示的に保険・証券に関する内容は取り上げられていない。

英米の例を参考にした「習得すべき学習内容」のイメージ

	既に盛り込まれている主な内容	加える内容		
		お金の機能・役割	金融・金融機関	金融市場
小学校 低学年 中学年	<ul style="list-style-type: none"> ・地元のお店に行ってみる。 ・お金を大切にすることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自国通貨の種類等を理解する。 ・国により通貨が異なることを理解する。 ・欲しい財・サービスを購入するためにはお金を支払う必要があることを理解し、実際にお金を使ってみる。 ・お金は交換手段の機能を持ち、経済取引を円滑にする役割を持つことを理解する。 		
小学校 高学年 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・お金の計画的な使い方を理解する。 ・「金融の働き」について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お金は価値貯蔵の機能を持ち、現在貯蓄し、将来消費することが可能となることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用があれば、お金を借りたり、支払を繰り延べたりすることができることを理解する。 ・銀行は、預金を受け入れ、金融仲介活動を行っていることを理解する。 	
高校	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の働きや資金循環について理解する。 ・消費生活について理解を深める。 ・専門教育において、金融・保険業の役割、国際金融の制度と仕組み、外国為替等について理解する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行の金融政策や政府のマクロ経済政策が生活に影響を与えていることを理解する。 ・利子率が高い場合と低い場合で、生活に与える影響が異なることを理解する。

なお、以上のような学習指導要領への反映に当たっては、教育関係者だけでなく、金融経済団体など実業界の関係者とも意見交換を行うことで、双方において、より適切な取組みを行いやすくなるものと期待される。¹⁷

¹⁷ 新学習指導要領では、脚注15の「商業」のほか、「政治・経済」（高等学校の普通教育に関する教科である「公民」のうちの1科目）において金融に関する内容の充実を図る等の方向性が示されており、全銀協をはじめ関係の金融経済団体においては、今後、こうした改訂を踏まえた取組みを行うことが期待される。

2. 銀行業界における取組み

(1) 個別銀行の取組み：継続的な取組みが重要

個別銀行における取組みを見ると、既にCSR活動の一環として、多様な取組みが実施されていることから、これらの取組みを継続・発展していくことが重要と考えられる。また、現在、「金融経済教育」への取組みを行っていない銀行においても、地域・社会からの期待の高まり等を踏まえて、対応を検討することが期待される。

(2) 業界レベルの取組み：教員とのコミュニケーションの充実と関係者間の連携の充実

「金融経済教育」の充実のためには、長期的・継続的な取組みが必要であることや、標準的な教育内容を幅広く普及させることが望ましいこと等から、個別銀行の取組みに加えて、業界レベルの取組みも非常に重要である。また、業界レベルの取組みが、個別銀行の取組みを支援することにより、より一層充実した「金融経済教育」活動の実現につながっていくことが期待される。

こうした観点から、全銀協としての今後の取組みの検討課題を挙げれば次のとおりである。

教員とのコミュニケーションの充実

全銀協においては、平成19年度、教員等に対し当協会が作成している金融経済教育用ツールに対する評価調査を目的とするヒアリングを実施した。その結果や学習指導要領改訂等の動きを踏まえ、平成20年度以降、順次ツールの見直しを行う予定である。このヒアリングの中では、ツールに対する評価以外にも、「教材の活用方法が分からない」、「授業時間の制約からすべてのツールを利用することは難しい」といった、全銀協としての取組みが求められる課題やその方策案について意見が出された。このため、例えば、教員を対象としたセミナーの継続的な開催や教員向けウェブサイトの設置等を通じて、教員とのコミュニケーションの充実を図っていくことが、金融経済教育を推進する上で大変有用と考えられる。

関係者間の連携の充実

様々な団体やNPO法人等が「金融経済教育」に係る活動を実施しているが、提供される情報が多様で、かつ重複しているおそれがあり、その情報を生徒に伝える立場に立つ教員の側において、整理・消化されていなかったり、かえって混乱を惹き起こしているとの指摘もある。この点につい

ては、関係者間の連携の充実が必要であり、平成19年4月に公表された日本証券業協会の今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会中間報告「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革」においても、同様の趣旨の提言がなされている。

わが国全体として一体性と一貫性をもった金融経済教育を実施するため、まずは、民間関係団体による実務レベルでの連携を構築し、米英の例も参考にしつつ、「金融経済教育」の推進体制等について議論していくことが考えられる。

おわりに

全銀協としては、本調査レポートの取りまとめを機に、「金融経済教育」の推進に関するシンポジウムを開催し、関係省庁・教員・銀行等の関係者間で意見交換を行うことを計画している。

こうした場において、今回の本調査レポートが取り上げた事項をはじめ、「金融経済教育」の一層の充実について議論され、その実現に向けた取組みが動き出すことを強く期待している。

以 上